

# 新規『職長・安全衛生責任者能力向上教育』が 開催されています!!

今般、厚生労働省から「建設業における職長等及び安全衛生責任者教育の能力向上に準じた教育について」〔平成29年2月20日付け基発第0220第4号通達〕をもって、標記教育のカリキュラム、講師要件などが策定され、本教育の実施を建設業労働災害防止協会に別添のとおり指示されたところです。

本通達においては、『建設業に係る事業者は、職長等および安全衛生責任者の職務に従事する者について、職長等および安全衛生責任者の職務に従事することとなった後、概ね5年ごとに能力向上教育を必ず受講させなければならない。』とされたところです。

建設業においては、職長等が安全衛生責任者を兼務することが多く、建設工事現場の第一線の安全衛生管理のキーマンとして、安全管理、品質管理、工務管理などの職務を遂行する重要な役割を担うとともに、元請会社との安全衛生上の連絡・調整の役割などを行う十分な責任者としての職務を的確に遂行しなければならないものです。

当支部においては、このような状況を踏まえ、平成29年度から『職長・安全衛生責任者能力向上教育』を実施してきているところです。本年度における教育日程につきましては、最終ページのとおりに開催しますので、積極的な受講をご案内申し上げます。

なお、本教育は、『作業前現地KY活動』などを活性化する「グループ演習」を重点的に実施するため、大分労働局が最も注目している教育であり、また、国土交通省、大分県をはじめ、公共工事の発注者や、元請会社などにおいても、安全管理の方向性から、本受講者の配置を重要視しています。

このため、本教育の受講者に対しては、建設業労働災害防止協会が今回独自に作成した下記に掲げる保護帽用の『職長・安全衛生責任者能力向上教育受講シール』を配布していますので、申し添えます。

また、初任時教育である『職長・安全衛生責任者教育』も開催していますので、協力会社の入場時に資格の有無を確認し、未受講者は積極的な受講をお願いいたします。

職長・安全衛生責任者教育受講シール

 職長・安全衛生責任者

職長・安全衛生責任者能力向上教育  
受講シール





## 通達

建設業における職長等及び安全衛生責任者の  
能力向上教育に準じた教育について

このたび、厚生労働省から通達「建設業における職長等および安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」が発出され、カリキュラムなどが示されましたので、その特徴と教育の効果についてお知らせいたします。

今般、平成28年10月に安全衛生教育等推進要綱（以下「推進要綱」という。）が改正され、安全衛生に係る管理者として対象となる安全衛生責任者は職長などと同様に、「能力向上教育に準じた教育」を受けることとなりました。

さらに、この推進要綱の改正を踏まえて平成29年2月に「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」が発出され、「職長・安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育」（以下「職長・安全衛生責任者能力向上教育」という。）などのカリキュラム、講師要件などが示されました。

この通達によれば、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」などは、次のような特徴があります。

- ① 厚生労働省の委託事業として、平成26年度から平成28年度に実施された「建設業職長等指導力向上事業」の実績に基づいたカリキュラムおよび具体的な教育科目内容のノウハウが示されていること
- ② 講師の資格としては、「新CFT講座（職長・安全衛生責任者教育講師養成講座）」を修了した者を基本とするほか、建設業における安全衛生について相応の知識と経験を有する者の適用などを可能とした柔軟な運用がなされていること
- ③ グループ演習の科目の範囲については、選択式（労働災害事例研究、危険予知活動、危険性又は有害性などの調査および結果に基づき講ずる措置）となっており、受講者の職種などの属性や5年後に定期教育として再受講される場合に、重複しないよう配慮されていること などを示しています。

建災防では、建設業において安全衛生責任者を職長が兼ねることが多いことから、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」の1本に絞り、次ページの別添2によるカリキュラムに準拠し実施することとしました。

今後、職長・安全衛生責任者能力向上教育の定着と促進に向け、建災防としては、新たな二つのことに取り組むこととしたところです。

一つ目は、建災防全国47都道府県支部で今後行われる本教育の体制整備として、各支部での教育レベルの斉一化と教育効果の向上に向けたテキストの制作、当該テキストに基づく指導要領の提供・効果的なメニュー（副教材等の充実）の検討および支部講師のレベルアップ研修などに順次着手することです。

二つ目として、建災防が実施する「新CFT講座（職長・安全衛生責任者教育講師養成講座）」を基軸とする「職長および安全衛生責任者」教育として、初任時の教育と能力向上教育の組み合わせにより、**職長および安全衛生責任者のキャリアパスに応じた安全衛生教育を一貫した体系のもとで実施することです。**



こうした職長および安全衛生責任者に対する安全衛生教育の体系の下で、職長および安全衛生責任者の能力向上教育が確実に位置付けられ、それに伴い職長および安全衛生責任者の職務・役割の重要性が一層社会的に認知されると同時に、職長および安全衛生責任者のキャリアが向上することで処遇改善にもつながるといふ、新たな安全衛生教育の効果が期待されるということです。

今後、建災防の教育事業の特徴でもある法令の趣旨に十分に則って実施されることや、社会的にも公共性が高いと認められ、また先進的で建設業に特化した安全衛生の情報をいち早く提供するなどの総合力をもとに、本教育の充実と強化を目指してまいります。



## 通 達

基発0220 第 4 号  
平成29年2月20日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

建設業の職長などの能力向上教育に準じた教育及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、安全衛生教育推進要綱（平成3年1月21日付け基発第39号）（以下「推進要綱」という。）別表の2の（3）及び（5）において示されているところです。

建設業における労働災害防止を推進する上で、職長など及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、今般、推進要綱に基づき、建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育などの詳細について下記のとおり定めたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知いただくようお願いいたします。

### 記

1 建設業に係る事業者は、職長などの職務に従事する者について、職長などの職務に従事することとなった後概ね5年ごと及び機械設備などに大幅な変更があったときに、建設業に従事する職長などの能力向上教育に準じた教育（以下「職長など能力向上教育」という。）を受けさせるものとする。また、安全衛生責任者の職務に従事する者についても、同様に安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を受けさせるものとする。

2 職長等能力向上教育のカリキュラムは、別添1によること。また、安全衛生責任者については職長が兼ねることが多いことから、建設業に従事する職長など及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育（以下「職長・安全衛生責任者能力向上教育」という。）として実施し、そのカリキュラムは **別添2** によること。

3 安全衛生団体などが職長など能力向上教育または職長・安全衛生責任者能力向上教育を行う場合は、次に掲げる者から講師を充てること。

（1）「職長など教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（平成13年3月

26日基発第177号）（以下「第177号通達」という。）の別紙2に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

（2）「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長など教育講師養成講座などのカリキュラムの改正について」（平成18年5月12日付け基発第0512004号）による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通達」という。）の別紙3に示す職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者（旧第177号通達の記の3に基づき所定の科目を修了した者を含む。）であって、第177号通達の別紙2の科目4の「（1）危険性又は有害性等の調査の方法」及び「（2）危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する科目を受講した者

（3）建設業における安全衛生について、上記（1）（2）と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

なお、事業者が実施する職長等能力向上教育及び職長・安全衛生責任者能力向上教育についても、上記に示す者を講師に充てることが望ましいこと。

4 安全衛生団体などが実施するものにあつては、一回の教育対象人員は50人以内とすること。なお、グループ演習を行う場合は、受講者を10人以下のグループに分けること。

5 平成26年度から平成28年度に実施された「建設業職長等指導力向上事業」による職長などの再教育は、別添1の教育と同等以上の教育とみなすこと。

6 安全衛生団体などが職長等能力向上教育又は職長・安全衛生責任者能力向上教育を実施した場合には、修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、5年以上保管すること。

（別添1） 略

（別添2） 建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
職長等および安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時などにおける措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督などの方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性などの調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等などの調査及び結果に基づき講ずる措置	130分